

3 定年条例改正前の定年年齢の時点で支給率が最高の場合

※定年年齢 改正前60歳の場合

	～3/31			4/1～				
(1)年齢	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
(2)勤続年数	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年
(3)支給率（定年）			②47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	⑤47.709
(4)退職手当控除額			18,500千円	19,200千円	19,900千円	20,600千円	21,300千円	22,000千円
(5)給料月額			①400,000	④280,000				

※60歳定年退職の場合

$$\textcircled{1} \times \textcircled{2} = 19,083,600 \textcircled{3}$$

※60歳に達した日以後最初の4/1～退職日までの期間

$$\textcircled{4} \times (\textcircled{5} - \textcircled{2}) = 0 \textcircled{6}$$

(6)退職手当基本額 (③+⑥)

19,083,600 (③+⑥)

※退職手当控除額算定方法

勤続年数2年以下 800千円

勤続年数3～20年 400千円×勤続年数

勤続年数21年以上 勤続年数20年の控除額（8,000千円）に、1年ごとに700千円を加算

受給額（60歳定年の場合）

・課税される額（勤続6年以上の場合1/2 1,000円未満切捨て）

$$19,083,600 - 18,500,000 = 583,600 / 2 \rightarrow 291,000$$

・課税される額による各税額

所得税：14,855 市町村民税：17,400 県民税：11,600

$$\underline{19,083,600 - \text{各税額} = 19,039,745}$$

受給額（65歳定年の場合）

19,083,600 < 22,000,000のため、全額受給

※⑥の加算は0となるが、退職所得控除額が大きくなるため、60歳定年の場合よりも受け取る額は多くなる。